

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月及び42年10月から44年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から40年3月まで
② 昭和41年2月及び同年3月
③ 昭和42年10月から44年9月まで
④ 昭和45年7月から48年10月まで

申立期間①及び②については、A市に住んでいた昭和37年6月から41年11月まで、母親が私の国民年金保険料を納付していて、私は、集金人が毎月、又は2、3か月に一度自宅を訪れて通帳のようなカードに押印していたことを覚えている。その後、母親は、私が結婚した時に、保険料を続けて納めるようにと言って、古い年金手帳を渡してくれた。

申立期間③及び④については、結婚後、姑と同居していて外出もままならず、精神的にもゆとりが無かった時期ではあるが、夫から、時々、保険料を振り込んだという電話があったことを記憶しており、その中で特に、時期は不明だが、30か月分の保険料を銀行振替で2、3回に分けて納付したと言われたことをよく覚えている。

第3 委員会の判断の理由

1 A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和41年3月1日となっており、国民年金手帳記号番号は同年4月ごろに払い出されているものと考えられる。

2 申立期間①（昭和37年6月から40年3月まで）については、昭和41年3月又は4月の時点では、その一部が時効により国民年金保険料を過年度納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことや特例納付をしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、母親が申立人の国民年金加入手続を行うとともに、申立人が結婚する前までの国民年金保険料を納付していたとしており、申立人自

身はこれらに関与していないため、当該期間に係る国民年金の加入状況及び納付状況が不明である上、申立人と同居していた兄も、当該期間中、厚生年金保険に加入するまでの昭和 37 年 7 月以前は国民年金保険料が未納となっている。

- 3 申立期間②（昭和 41 年 2 月及び同年 3 月）については、当時、集金人が国民年金保険料を集金して被保険者の仮領収書に受領印を押していたとする A 市の記録と、当時の集金人への納付状況についての申立人の記憶が一致しており、申立人は同年 3 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得しているため、同年 3 月の保険料については現年度納付していたものと推認できる。しかし、同年 2 月の保険料については、同月が、申立人が事業所を退職したことにより厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月であり、申立人の申告により国民年金については記録上未加入扱いとなっているため、納付していたとはみなし難い。
- 4 申立期間③（昭和 42 年 10 月から 44 年 9 月まで）については、申立人は、当時、夫が 30 か月分の国民年金保険料を銀行振替で 2、3 回に分けて納付したと話していたことを鮮明に記憶しており、申立期間の 24 か月とその後の納付済期間（44 年 10 月から 45 年 6 月まで）の 9 か月（このうち 44 年 10 月から 45 年 3 月までの 6 か月分については平成 19 年 8 月に記録訂正されている。）を合わせると 33 か月になり、申立人の記憶とほぼ一致することから、当時保険料を納付していた期間の一部である当該申立期間の納付記録が欠落していたものと推認できる。
- 5 申立期間④（昭和 45 年 7 月から 48 年 10 月まで）については、申立人は、一時期、B 市内で転居したとしており、B 市の収滞納一覧表によると、申立人が 45 年 7 月から 48 年 10 月まで同市内に不在であるとの処理がなされていることが確認できる。このため、同市から申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されず、申立人は申立期間④の保険料を納付できなかったものと考えられる。
- 6 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月及び 42 年 10 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの期間、46年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から40年10月まで
② 昭和41年4月から43年3月まで
③ 昭和44年1月から45年3月まで
④ 昭和46年10月及び同年11月
⑤ 昭和63年2月から平成元年11月まで

私は、昭和37年2月、自ら自営業を営むため会社を退職した。厚生年金保険に加入できなくなったため、国民年金に加入することは当然であると認識していたので、加入手続を行い、当時、同居していた母親が私に代わって国民年金保険料を集金人に払ってくれていた。

昭和44年10月に結婚し、住所もA市からB市に移り、国民年金保険料の納付は私の妻の役目になり、妻が留守にすることが多かったこともあって、46年11月ごろにそれまでの未納期間の保険料をまとめて、1万7,000円から1万8,000円程度の金額を集金人に納付した。

昭和63年2月からは、私が経営していた会社を都合により休業したため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続きを行い、その後の、会社を再開するまでの期間については、C市から送られてきた納付書で取引のあった金融機関の職員に納付書と国民年金保険料を預けていた。

60歳になった平成9年になって、私の年金記録が統合された際に記録を見せられたところ、国民年金に未納期間があることや、厚生年金保険の加入中についても国民年金保険料を納付していたことが分かった。私の年金記録はどうなっていたのかを調べてほしい。このままだと納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立人の妻が、昭和46年11月ごろに国民年金保険料をまとめて集金人に納付したとしているところ、B市において国庫金

を収納する際に使用される納付書及び領収書を取り扱っていた例が確認でき、過年度納付及び現年度納付により納付が可能な期間であるとともに、43年4月から同年12月までの期間及び45年4月から46年9月までの期間の保険料については納付済みとなっており、当該期間の保険料を納付したとするのが自然である。

一方、申立期間①、②及び⑤については、申立人及びその母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年5月に払い出されていることが確認でき、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認されるが、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、申立人には当該期間については過年度納付を行った記憶も無く、これより以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、また、国民年金保険料を集金人に納付していたとしている申立人の母親も既に他界しており、具体的な国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付状況についても不明である。

さらに、申立期間⑤については、申立人が納付に使用したとする納付書の様式は、当時、C市で使用していた様式と異なる上、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間は、平成9年3月に未納期間である旨の追加入力処理がなされる以前は未加入期間であったことから、納付書も発行されなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの期間、46年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで

私は、勤務していた会社が倒産した昭和 61 年 8 月ごろ、市役所の委託を受けたと思われる男性職員を通じ、自宅で夫婦揃って国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料については、毎月 25 日ごろに来る A 市の担当者に国民健康保険料及び区費等と一緒に納付していたと記憶しており、申立期間が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先が倒産した昭和 61 年 8 月ごろ、夫婦揃って国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の妻は、同年 8 月 27 日から同年 9 月 26 日までの間に加入手続きを行ったことが確認できる上、申立人の国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、何らかの事情により訂正されているものの、当初、妻と連番であったことが確認できることから、申立人が主張する時期に、夫婦揃って国民年金の加入手続きが行われていたものと推認できる。

また、A 市の元会計担当者の証言によると、申立期間当時、国民年金保険料の集金は、多少の遅れはあるものの、当番者が責任を持って集金に当たっており、各地区の集計段階において未納があったとの記憶は無いとしている。

さらに、市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦共に申立期間に係る収納記録が修正液によって訂正された跡が確認でき、行政による不適切な事務処理が行われた可能性が否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで

私は、夫が勤務していた会社が倒産した昭和 61 年 8 月ごろ、市役所の委託を受けたと思われる男性職員を通じ、自宅で夫婦揃って国民年金の加入手続を行い、その後の保険料については、毎月 25 日ごろに来る A 市の担当者に国民健康保険料及び区費等と一緒に納付していたと記憶しており、申立期間が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の勤務先が倒産した昭和 61 年 8 月ごろ、夫婦揃って国民年金の加入手続を行ったとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人が、同年 8 月 27 日から同年 9 月 26 日までの間に加入手続を行っていたことが確認できる上、夫の国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、何らかの事情により訂正されているものの、当初、夫婦連番であったことが確認できることから、申立人が主張する時期に、夫婦揃って国民年金の加入手続が行われていたものと推認できる。

また、A 市の元会計担当者の証言によると、申立期間当時、国民年金保険料の集金は、多少の遅れはあるものの、当番者が責任を持って集金に当たっており、各地区の集計段階において未納があったとの記憶は無いとしている。

さらに、市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦共に申立期間に係る収納記録が修正液によって訂正された跡が確認でき、行政による不適切な事務処理が行われた可能性が否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年11月まで

私の妻は、年金に詳しくなかった妻の母から、老後のことを考えて国民年金保険料は途切れないように納めておきなさいと教えられ、その教えに従って手続や保険料の納付を滞りなく行ってきており、私の国民年金についても、忙しい私に代わって、妻が市役所で手続及び保険料の納付を行ってきたので、私が申立期間について未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る自身の国民年金の手続及び保険料の納付に関与していないとしているが、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、母から「年金は途切れないように保険料を納付しておきなさい。」と教えられていたとしており、結婚後は自身の国民年金保険料をすべて納付している上、住所変更などの手続も適正に行っていることが確認できることから、申立人の妻は、国民年金への加入意識及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、その主張の信憑^{びよう}性は高い。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続を、昭和51年2月ごろ市役所で行ったとしているところ、申立人の妻の所持する自身の国民年金保険料の領収書から、申立期間中に少なくとも2回は市役所へ赴き、自身の保険料を納付しており、遅くとも同年4月までに申立人の国民年金加入手続を申立人の妻が行っていたと推認することができる。

さらに、申立人の妻は、「自分の保険料のみ納付して、夫の保険料を未納とすることは無かったはずだ。」としており、納付意識の高い妻が、自身の国民年金保険料のみを納付し、申立人の保険料を未納とすることは考えにくい上、申立期間当時、申立人は、約25万円の収入があったとしており、国民年金保

険料を支払う上で、経済的な問題も無かったことがうかがえることから、申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

妻から国民年金の加入手続をして納付するように言われていたが、実行に移さなかったため、妻自らが私の国民年金加入手続を市役所で行い、国民年金保険料の納付を開始した。その後、平成 19 年に記録照会したところ、元年 4 月から納付となっているが、平成に入ってからということはなく、遅くとも昭和 63 年には加入手続して国民年金保険料を納付していたはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 63 年分及び平成元年分の確定申告書(控)によれば、社会保険料控除の欄に納付した国民年金保険料に相当する金額が記載されており、その記載事項にも特段の不自然さはみられない上、申立人は申立期間当時から自営業者として働いており、確定申告書に記載された収入状況等からみても、国民年金保険料の納付に関して経済的問題は無かったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人に国民年金の加入及び保険料納付を勧めた申立人の妻は、国民年金加入期間に未納が無いことが確認でき、国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえることから、申立期間以降の保険料を夫婦そろって納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

申立期間当時、私はA市で妻と共に店を営んでいた。国民年金制度が開始された時から集金人が店を訪れて、毎回、その場で国民年金保険料を納付していた。一度も納付が遅れたことは無い。未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、店を訪問する集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市では、申立期間当時、各戸を訪問する集金人により国民年金保険料を収納していたとしており、申立人夫婦の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の前後の期間について国民年金保険料が納付済みとされているのに、申立期間の6か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

申立期間当時、私はA市で夫と共に店を営んでいた。国民年金制度が開始された時から集金人が店を訪れて、毎回、その場で国民年金保険料を納付していた。一度も納付が遅れたことは無い。未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、店を訪問する集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市では、申立期間当時、各戸を訪問する集金人により国民年金保険料を収納していたとしており、申立人夫婦の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の前後の期間について国民年金保険料が納付済みとされているのに、申立期間の6か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月21日から47年4月25日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められ、A社における資格喪失日は昭和47年4月26日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和46年10月から47年3月までの標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から47年7月1日まで
社会保険庁の記録では、A社における資格喪失日が昭和46年10月21日となっている。実際は47年6月末に退職しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、元事業主及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社で申立期間に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和47年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚3人の被保険者原票を見ると、申立人を含む四人の資格喪失日は昭和46年10月21日と記載されているものの、元同僚一人については、同日付に抹消線が引かれ、同社の全喪日である47年4月26日に訂正されている。

また、申立人及び元同僚の資格喪失に係る処理の進達日が昭和47年12月20日であることが確認できるが、他の被保険者の資格喪失に係る処理の進達日は、ほぼ1か月から2か月後であることから、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び当該喪失処理は同年12月20日ごろに遡及して行われたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和46年10月21日に被

保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である47年4月26日と認められる。

また、標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する申立人の被保険者原票の記録から、昭和46年10月から47年3月までを5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和47年4月26日から同年7月1日までの期間については、社会保険事務所の記録により、A社が同年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、元事業主及び元同僚二人の「当時、A社には、申立人と元同僚一人しか勤務していなかった」旨の証言から判断すると、同社は当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていないと認められることから、当該期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月29日から同年9月7日まで

同一会社内での転勤であり、空白期間が発生するのは考えにくい。異動発令日が資格喪失日及び資格取得日であり、日付が異なるのは考えられないので、A社B支店で資格取得日が相違していると思われる。調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に昭和30年4月から申立期間以後においても継続して勤務し（35年8月29日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における資格取得時の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 1 日から 35 年 6 月 25 日まで
② 昭和 35 年 7 月 8 日から 37 年 7 月 14 日まで

私は、若いころから将来厚生年金保険を受給するつもりでいたので、脱退手当金は請求しなかった。記録では脱退手当金を受給したことになっているが、私は手続もしていないし、受け取った覚えも無いので記録は間違いではないか。A社を退職して3年後に支給されたことになっているが、誤りであり修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年1か月後の昭和40年8月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることから、将来厚生年金保険を受給するつもりでいたとする申立人の申立内容は信用でき、脱退手当金を受給する意思を有していたとは考えられない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給決定日以前で申立期間の後の被保険者期間については、同一の被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が支給決定日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成11年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から同年11月1日まで
会社側のミスにより、厚生年金保険の加入期間が1か月少なく記録されている。会社が誤りを認める文書を提出しているため、それに基づき、第三者委員会でのあっせんをお願いする。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与明細書、事業主から提出があった厚生年金保険及び健康保険の届出関係書類並びに事業主の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の退職に伴う資格喪失届が適切ではなく、申立期間の保険料も納付していないとしており、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成11年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年10月分の保険料について、納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年11月まで

私は、昭和50年12月ごろ、義父から、今月末までなら特例納付制度により国民年金保険料をさかのぼって納付することができるから納付するようにと言われ、30万円を受け取った。

そこで私は、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行って国民年金手帳を交付され、30万円を一括して納付し、領収書を受け取った。領収書は国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していたが、昭和57年にB市に転居した際に同手帳と一緒に紛失してしまった。その後、手帳は再発行してもらった。

30万円を納付した際にはおつりをもらわなかったもので、さかのぼって納付した期間に加え、その時に将来の国民年金保険料も前納したものだと思っていたが、納付した記録になっていない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間のうち昭和36年4月から44年6月までの期間については、申立人が脱退手当金を受給した厚生年金保険被保険者期間であり、また、44年7月から50年11月までの期間については、夫が厚生年金保険被保険者であることから申立人は国民年金の任意加入期間となるため、申立期間のすべてについて、制度上、国民年金保険料を特例納付することはできない。

また、申立人は、A市役所の窓口で30万円を一括して納付したとしているが、加入手続を行った昭和50年12月時点において、現年度納付、過年度納付及び特例納付の対象となる全期間の国民年金保険料を仮に一括納付したとしても、その場合の保険料額は159,750円となり、申立人の主張とはかけ離れており、加えて市役所側が残額約14万円を前納のため預かるといった措置を執

ることも想定しえない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年5月までの期間、7年4月及び7年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から4年5月まで
② 平成7年4月
③ 平成7年6月から同年8月まで

私は、何度か転職しているが、会社を退職した際は、国民年金に加入しなければならないことを母親から教わっていたので、退職後1か月以内に市役所か社会保険事務所で加入手続を行った。

加入手続後は、納付書が郵送され、郵便局で国民年金保険料を納付していたが、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時には、欠かさず国民年金の加入手続を行っていたとしているが、申立人が唯一所持する、昭和61年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行されたオレンジ色の年金手帳を見ると、転職の都度、同一の厚生年金手帳記号番号により、厚生年金保険の手続が行われていたことは確認できるものの、申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得したとする記載は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成15年1月16日付けで基礎年金番号(申立人の厚生年金手帳記号番号)により国民年金被保険者資格を取得しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録において、最初の国民年金被保険者資格取得日とされている、平成15年1月16日以降の国民年金保険料の領収書は所持しているものの、申立期間に係る領収書については、同年10月の結婚の

際に廃棄したとしており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から60年12月まで

私の納付記録が間違っ妻の記録となっている。以前は、夫婦共に未納となっていた期間があったのだが、市職員から特例納付ができると説明を受け、申立期間について、子供が小さいころに一括で妻が納付したはずである。私の記録と妻の記録を正しく直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、最後の特例納付実施期間である昭和53年7月から55年6月までの期間の以降の期間であり、特例納付により国民年金保険料が納付されることは制度上あり得ない。

さらに、申立人は、申立人の納付記録が間違っ妻の記録となっていると主張しているが、申立人及びその妻に係る市の国民年金被保険者名簿によると、i)口座振替の銀行口座は共に、申立人名義の銀行口座であること、ii)申立人に係る口座振替は申立期間以降の昭和62年4月に受け付けられていること、iii)申立人の妻に係る口座振替は申立期間以前の57年6月17日に受け付けられていること、iv)申立人の妻に係る口座振替の解約は平成元年5月25日に受け付けられていることが確認できる上、申立人名義の銀行に係る昭和57年6月4日から平成4年12月29日までの取引履歴においても、昭和57年4月分から一人分、62年5月分からは二人分、平成元年5月分から一人分の保険料が引き落とされていることが確認でき、申立人に係る申立期間の納付記録が申立人の妻の納付記録として記録されることは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時点において、申立人と同様に申立人の妻の国民年金保険料も未納となっていたと主張しているが、申立期間について過年度納付する場合、時効により昭和 61 年 4 月以前に納付する必要があるが、銀行口座の取引履歴によると、申立人の妻の保険料は、申立人が厚生年金保険に加入していた時点の 57 年 4 月分から平成元年 4 月まで継続して口座振替で現年度納付されており、申立期間の保険料について申立人の妻は未納となっておらず、申立人の主張と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 26 日から 46 年 8 月 8 日まで
年金受給手続のため社会保険事務所に赴き、厚生年金保険の被保険者記録照会を行ったところ、A社で勤務した期間の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みになっていた。社会保険事務所に、私の脱退手当金に関する資料が残っていたが、その資料は勤務先の事務担当者が私の意思によらず、署名及び押印し作成したもので、私は事業所から脱退手当金受給に関する相談を受けたことも無く、受給した記憶も無い。脱退手当金という制度も当時は全く知らなかったので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している「脱退手当金裁定請求書」により、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定され、申立人の退職後の住所地に近い郵便局に送金処理されていることが確認でき、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い上、申立人は自らが所持する厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある事を認めている。

また、社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後で退職したことが確認できる在職期間が2年以上の女性職員 25 人（申立人を含む。）のうち 11 人が脱退手当金を受給しており、受給者のほぼ全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給決定日が申立人と同一日となっている者も確認できることから、申立人の脱退手当金については事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から48年3月まで
〔昭和46年2月10日から同年6月10日までの期間を除く。〕
- ② 昭和48年4月から50年12月まで
〔昭和48年4月1日から同年5月29日までの期間、同年5月30日から同年7月30日までの期間、同年8月1日から同年8月20日までの期間、同年10月21日から同年12月21日までの期間、49年5月1日から50年1月13日までの期間及び同年3月1日から同年7月5日までの期間を除く。〕
- ③ 昭和51年1月から53年12月まで
〔昭和51年2月28日から同年3月29日までの期間、同年7月5日から同年8月26日までの期間、52年8月1日から同年9月30日までの期間、53年1月21日から同年4月27日までの期間及び同年12月12日から同年12月30日までの期間を除く。〕
- ④ 昭和54年1月から55年12月まで
〔昭和55年10月1日から同年12月31日までの期間を除く。〕
- ⑤ 昭和56年1月から58年8月まで
〔昭和56年1月1日から同年1月4日までの期間及び57年10月20日から58年8月31日までの期間を除く。〕

⑥ 昭和 58 年 9 月から 60 年 12 月まで
〔 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 9 月 3 日までの期
間及び 59 年 5 月 31 日から同年 7 月 16 日まで
の期間を除く。〕

⑦ 昭和 61 年 1 月から 63 年 12 月まで

⑧ 昭和 64 年 1 月から平成 3 年 12 月まで

⑨ 平成 4 年 3 月 15 日から 7 年 1 月 16 日まで

(注) 上記申立期間の () 内に記載している期間につ
いては、申立時点において被保険者記録が確認でき
ている期間である。

昭和 45 年から平成 7 年 1 月までの厚生年金保険の加入期間について社会
保険事務所へ照会を依頼したところ、平成 19 年 10 月 22 日に回答があった
が、私は確かに上記申立期間 (①A社②B社③C社④D社⑤E社⑥F社⑦G
社⑧H社⑨I社) において厚生年金保険に加入していたはずである。申立て
を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社に係る
申立期間のうち、昭和 46 年 2 月 10 日から同年 6 月 10 日までについては、
申立人の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できるものの、それ以外
の期間については、申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る A社における勤務状況は明確でない上、申
立期間のうち、昭和 45 年 1 月及び 2 月は国民年金の申請免除期間となっ
ていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和 45 年 1 月から 46 年 2 月 9 日までの期間
及び同年 6 月 11 日から 48 年 3 月までの期間については、申立人が事業主
により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資
料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によれば、B社に係る
申立期間のうち、昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 29 日までについては、申
立人の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できるものの、それ以外
の期間については当該事業所における申立人の被保険者記録は見当たらない
上、i) 48 年 5 月 30 日から同年 7 月 30 日までの期間及び同年 8 月 1 日か
ら同年 8 月 20 日までの期間については、申立期間③に係る事業所である C
社、ii) 同年 10 月 21 日から同年 12 月 21 日までの期間については、申立期
間⑧に係る事業所である H社、iii) 49 年 5 月 1 日から 50 年 1 月 13 日ま
での期間については、申立期間④に係る事業所である D社、iv) 50 年 3 月 1
日から同年 7 月 5 日までの期間については、申立期間⑦に係る事業所である
G社において、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間がそれぞれ確認でき

る。

また、申立人については、申立期間②において、雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の申立期間に係るB社における勤務状況は明確でない。

- 3 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録によれば、C社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間のうち、i) 昭和51年2月28日から同年3月29日までについては、申立期間②に係る事業所であるB社、ii) 同年7月5日から同年8月26日までの期間、52年8月1日から同年9月30日までの期間、53年1月21日から同年4月27日までの期間及び同年12月12日から同年12月30日までの期間については、それぞれC社以外の事業所において、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間が確認できる。

また、申立期間③においては、申立人のC社における雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の同社における勤務状況は明確でない。

- 4 申立期間④及び⑤について、申立てに係る事業所であるD社及びE社の事業主は、当該事業所で保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は、社会保険庁の記録と一致するとしている上、すべての申立期間について、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票もオンライン記録と一致しており、不自然な点はみられない。

- 5 申立期間⑥について、社会保険庁のオンライン記録によれば、F社に係る申立期間のうち、昭和59年5月31日から同年7月16日までについては厚生年金保険被保険者期間は確認できるものの、それ以外の期間については、申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、当該期間については、F社に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の同社での勤務状況は明確でない上、当時の事業主も死亡しており状況を聞くことはできない。

さらに、申立人は昭和59年7月17日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 6 申立期間⑦について、社会保険庁のオンライン記録によれば、G社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、当該期間については、G社に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の同社での勤務状況は明確でない上、申立人が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 7 申立期間⑧に係る事業所であるH社については、社会保険庁のオンライン記録によれば、上記3のとおり、昭和48年10月21日から同年12月21日までの期間について、申立人の被保険者記録が確認できるものの、申立期間⑧においては、申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、当該期間については、H社に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の同社での勤務状況は明確でない上、申立人が国民健康保険に加入し

ていたことが確認できる。

- 8 社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間⑨に係る事業所である I 社については、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録については、平成 4 年 5 月 21 日から 7 年 5 月 10 日までの記録が確認でき、申立期間⑨とおおむね一致するが、事業主は、「申立人は臨時雇用であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している上、申立期間⑨に申立人が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 9 このほか、申立人は申立期間当時の元同僚等について記憶しておらず、それぞれの勤務期間についても記憶が曖昧である上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 10 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月から20年3月までの期間については、厚生年金保険（19年9月30日までは労働者年金保険。以下同じ。）の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、昭和20年4月から同年10月までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月ごろから同年6月ごろまで
② 昭和19年7月ごろから同年12月ごろまで
③ 昭和20年1月ごろから同年3月ごろまで
④ 昭和20年4月ごろから同年10月ごろまで

平成20年2月、社会保険事務所において厚生年金被保険者加入期間の照会をしたが、学徒挺身隊として、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）及びC校内にあった実習工場（申立期間③）で働いていた期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。

また、学校卒業後に就職したD社（申立期間④）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無いので、記録をよく調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人はC校に在籍中であったことから、勤労働員学徒であったと推認される。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとされている。

2 申立期間④については、申立人はC校を卒業した昭和20年4月から、学校の推薦でD社に就職したとしており、申立人の具体的な主張内容のほか、申立人が同僚であったとする者が申立期間に同社における厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは推認されるものの、勤務状況は明確ではない。

また、申立人が卒業した学校には、申立人の就職に係る資料は残っておらず、申立人がD社に同期として入社し、同じ部署で勤務していたとする同僚（以下、「同僚E」という。）の同社における厚生年金保険被保険者の記録は無い。

さらに、申立人が、申立期間に勤務していたとするD社E支店の部署に勤務していた元従業員は、「当時、私が勤務していた部署は20人ほどであったが、申立人及び同僚Eのことは覚えていない。」としている。

このほか、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできず、申立期間④については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 2 月ごろまで

昭和 40 年 4 月 1 日に A 事業所(又は B 事業所あるいは C 事業所)に入社し、45 年 2 月ごろ退職しました。同事業所は県の出先機関であり、きちんとしているはずなので、「厚生年金の適用事業所の中に、同事業所名は無い。」との社会保険事務所の回答はおかしいと思います。厚生年金をかけていたことに間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 事業所(現在は、B 事業所)に勤務していたと主張しているところ、事業所名は不明であるが、申立人に係る雇用保険の記録(昭和 40 年 3 月 1 日から 45 年 3 月 31 日)が確認できることから、当該雇用保険の期間は同事業所での勤務期間と考えられ、申立人が同事業所で勤務していたと推認されるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が上司及び同僚(故人)であったとする二人については、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、このうち同僚の一人については申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「D」と記載された健康保険証を持っていたと主張しているところ、上記同僚は、昭和 30 年 11 月から平成 8 年 5 月 31 日までの期間、D 健康保険組合に加入していたことが確認できることから、申立期間当時、事

業主は、従業員を健康保険組合には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと推認される。

加えて、社会保険事務所における記録では、A事業所、B事業所及びC事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い上、A事業所は名称変更（改組）し、B事業所として現存しているものの、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 6 日から 36 年 3 月 7 日まで

私が満 60 歳となった平成 10 年に年金の受給手続を行った際、厚生年金の記録が無いと言われた。調べてほしいと願い出たが、聞き入れられなかった。年金問題が浮上し、再度調べてもらったところ、今度は一時金(脱退手当金)として支払われていると言われた。

会社から嫁ぎ先や実家に何の連絡も受けておらず、また、脱退手当金として支払われたとする 1 万 705 円を受け取った記憶も全く無い。申立期間当時の結婚生活において生活費に困っていたことはなく、年金は税金と同様に納める義務があるが、後にもらえる貯蓄のようなものと認識していたため、年金の解約を依頼したことも無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 6 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁業務センターが保管する被保険者台帳において、厚生省保険局年金保険課(現在は、社会保険業務センター)が脱退手当金を裁定する社会保険事務所に被保険者台帳の写しを回答した場合に押印される回答日の記載が認められ、裁定事務が行われたことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 31 年 10 月から 33 年 5 月まで
③ 昭和 33 年 12 月から 35 年 12 月まで
④ 昭和 37 年 5 月から 39 年 5 月まで
⑤ 昭和 42 年 6 月から同年 11 月まで

申立期間①及び②について、私は、家庭の事情で1年遅れて中学校を卒業し、担任の先生に付き添われ卒業後すぐの昭和29年4月1日にA社に就職した。職場の2階に住み込みで働き、31年ごろに社名の変更があったと記憶している。就職してすぐに会社から健康保険被保険者証をもらい、病院で受診した記憶もある。なお、29年10月ごろまでは家庭の事情で「甲」と名乗っていた。

申立期間③について、私は、昭和33年8月にB社に入社し、工場内で組立てをしていたが、6、7か月経過したころから代理店へアフターサービス要員として出張していた。出張期間は長いときで1か月程度、短いときで10日程度で、各地を回っていた。何回かCという社員と一緒に出張したことがある。その後、再度、組立ての業務をして、同社で34年の新年を迎え、35年12月まで在籍していたと記憶している。

申立期間④について、私は、D社の社長に、「E県へ行って修行してこい。」と言われ、社長の友人が経営していたF社に就職した。事務所の2階にある6畳の部屋に私を含めて3人が住み込み、昭和37年5月から39年5月まで勤務していた。なお、社会保険庁ではG社での記録があるが、当該事業所では働いていない。

申立期間⑤について、私は、昭和42年6月から同年11月までH社で働いていた。H社は、I社の協力工場としてアフターサービスの仕事をしていた。

私は、それぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社の元同僚3人の証言から判断すると、申立人は、昭和29年4月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所におけるA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に入社した元同僚3人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和29年12月1日であることが確認できることから、事業主は従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間①においては「甲」姓を名乗っていたとしているが、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に「甲」及び「乙」のいずれの名前も無い上、当該名簿の整理番号は連続しており、欠番は無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、在職中にA社の社名が変更されたとしており、閉鎖登記簿謄本により、同社が昭和32年1月10日に商号をJ社に変更（その後、34年5月28日に解散）していることが確認できることから、申立人は同社に勤務していたと推認されるものの、申立人は同社で勤務していた期間について明確に記憶していない。

また、複数の元同僚は、A社の従業員数は10人前後であったと証言しているものの、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（全喪）昭和31年10月11日における厚生年金保険の加入者数は5人である上、同日に5人（申立人を含む。）すべてが同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社が昭和31年10月11日に全喪となって以降に、申立人が給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所におけるB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和33年12月25日であることが確認でき、申立期間③において、申立人が再度、被保険者資格を取得したことを確認することができない上、当該名簿の整理番号に欠番は無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間③に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について、元上司及び元同僚に照会したものの、これらの事実を確認できる証言を得ることができない。

- 4 申立期間④については、F社から提出があった労働者名簿では、申立人に

については、「昭和 38 年 11 月 23 日雇入れ、39 年 5 月 31 日退職」と記載されていることが確認でき、申立期間と相違しているものの、申立人が当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、F 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 9 月 1 日である上、申立人と一緒に住み込みで働いていた元同僚二人のうち、一人は 36 年 10 月から（同社への入社は 32 年 4 月 1 日）、他の一人は 39 年 4 月から（同 38 年 5 月 1 日）、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前月である 40 年 8 月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 5 申立期間⑤については、H 社の事業主は、「当時の従業員数はアルバイト従業員を含めて 5 人程度であり、厚生年金保険の適用について社会保険事務所に相談に行ったが、法人ではないため適用事業所になれないとの説明を受けた。このため、申立期間に係る厚生年金保険の適用事業所の届出、資格取得の届出は行っておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と証言している。

また、社会保険事務所における記録を見ても、H 社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

- 6 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認できる周辺事情も見当たらない。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 38 年 12 月 30 日まで

私の厚生年金保険の記録には、昭和 33 年 4 月から同年 12 月まで勤めた A 社 B 支店及び 37 年 7 月ごろから 38 年 12 月 30 日まで勤めた C 市の工事についての記録が無いが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、厳正な調査をお願いする。

工事の際、私の給料が D 社又は E 社のどちらから支給されていたかは定かでないが、大型の車輛の操縦に従事していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当時の詳細な記憶から、申立人が当時、A 社 B 支店において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社が保管する厚生年金加入記録及び社会保険庁が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人が同社において、厚生年金保険被保険者であったとする記録は無い上、社会保険庁が保管する F 支店に係る厚生年金保険の記録においても、申立人に係る記録は確認できない。

申立期間②については、申立人の所持する写真等により、申立人が当時、工事現場において就労していたことは確認できるものの、D 社によると、i) 同社における申立人の在籍が確認できない、ii) 当時、社会保険の適用を受けない臨時的な現地採用を行っていた、iii) 当該工事は、1 年以内の工事期間であったとしており、申立人が当該工事において、約 1 年半もの長期に渡って就労し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、D社と下請のE社のどちらから給与が支給されていたか定かでないとしているところ、D社との取引情報を有するG社によると、現在「E」と名の付く会社は、1社「E社」があるものの、申立期間当時のことについては不明であるとしている。

さらに、当該E社によると、申立人が同社に在籍していた記録は無いとしている上、同社は、主に住宅等の建物の建設を行う会社であり、土木工事に参加していた可能性は低いとしており、申立人の主張する「E社」は確認し得ない状況にある。

このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人の勤務期間や保険料控除についての記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年3月16日から43年11月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和43年11月から44年6月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月16日から43年11月1日まで
② 昭和43年11月から44年6月まで

申立期間①

A社を退職した理由は、海外での勤務が決定したためであり、2年間の雇用契約終了後は日本に帰国する予定だったので、A社の厚生年金保険期間を脱退手当金を受給して清算する理由が無い。払戻しも受けていない。物証を見せてほしい。

申立期間②

B社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。海外のC社で勤務した2年間は年金局が年金保険対象期間として認知している。同一社長が経営する企業であり、日本では厚生年金保険被保険者期間として認められないことに不自然さを感じる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から25日後の昭和43年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社は、当時代理で脱退手当金の請求をしていたと証言している上、当時の元同僚に「会社が代理請求し、退職金と一緒に受領した。」と証言し

ている者もみられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が当時のことについて詳細に記憶している上、その後海外に渡りC社において勤務し、年金局が年金保険対象期間として認知しているとしていることから、直前まで日本に所在するD社E支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、法務局においてD社の法人登記は確認できず、社会保険事務所の記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、申立人は、「当該事業所は株式会社で従業員二人であった」としていることから、同事業所が厚生年金保険の強制適用事業所ではなかった可能性もうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。